深川市市有林入林規則をここに公布する。

　　平成２７年１１月１９日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　深川市長　山下　貴史

深川市規則第３４号

　　　深川市市有林入林規則

（目的）

第１条　この規則は、市有林に入林する者（以下「入林者」という。）に対し適切な指導と市有林の適正な維持管理を図ることを目的とする。

（入林の届出）

第２条　スキー、登山、写真撮影など、森林内で行うレジャー活動（以下「森林余暇」という。）を目的として市有林に入林しようとする者は、入林届（別記様式第１号）を市長に提出しなければならない。

２　市有林内で森林余暇を事業として行う者は、あらかじめ市長と事業の内容について協議しなければならない。

（入林の申請）

第３条　各種調査・測量等の業務、狩猟など、森林余暇以外の目的のために市有林に入林しようとする者は、入林許可申請書（別記様式第２号）を市長に提出し、許可を受けなければならない。ただし、災害等による緊急の場合及び遭難救助活動（以下「遭難救助等」という。）で必要な場合は、この限りでない。

　（入林の許可）

第４条　市長は、前条に係る入林を許可するときは、必要な条件を付し、入林許可書（別記様式第３号）を交付するものとする。

　（入林者の遵守事項）

第５条　入林者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

　（１）　動植物には十分注意をし、森林の保全に努めること。

　（２）　雪崩、滑落、土砂崩れ、天候の急変その他山岳事故の危険を予防するため、自己及び他の入林者の安全に十分配慮して行動すること。

　（３）　火気に注意すること。

　（４）　車両の走行に関しては、林道を走行するものとし、植物や地盤の保護に努めること。ただし、遭難救助等で必要な場合は、この限りでない。

（入林の規制）

第６条　市長は、森林の保全や安全確保の観点から、団体等の利用状況に応じ必要な入林規制を行うことができるものとする。

　（警察等への情報提供）

第７条　市長は、遭難救助等のため、第２条の規定による届出の情報を警察並びに遭難救助及び医療等に従事する者に対し、必要な限度で提供することができるものとする。

　（その他）

第８条　この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

　　　附　則

　この規則は、公布の日から施行する。

別記様式第１号（第２条関係）

入　　林　　届

　　　年　　月　　日

深　川　市　長　　様

　深川市市有林入林規則第２条第１項の規定により、次のとおり入林届けを提出いたします。

　なお、同規則第５条各号の規定を遵守するとともに、この届出の内容を警察並びに遭難救助及び医療等に従事する者に対し、必要な限度で提供することを承諾いたします。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 団体名 | （グループ人数　　人） | 緊急連絡先 | 　　　－　　　　－ |
| 代表者氏名 | （年齢　　　　歳） | 性　　別 |  | 男 |  | 女 |
| 山岳保険加入 |  | 有 |  | 無 |
| 住　　所 |  | 保険会社名 |  |
| 入林の目的 |  | スキー・スノーボード |  | 登　山 |  | 写真撮影 |
|  | その他（　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| 装備品 |  | 雪崩ビーコン |  | ゾンデ |  | ショベル |  | 非常食（　 日分） |
| 入林期間 | 月　　日（　　　時　　　分頃）～　　月　　日（　　時　　分頃） |
| 氏　　　　名 | 性別 | 年齢 | 住　　　　　　所 |
|  | 男・女 | 　　歳 |  |
|  | 男・女 | 　　歳 |  |
|  | 男・女 | 　　歳 |  |
|  | 男・女 | 　　歳 |  |
|  | 男・女 | 　　歳 |  |
|  | 男・女 | 　　歳 |  |
|  | 男・女 | 　　歳 |  |

※この一覧に書ききれない場合は、別様式に記載してください。

別記様式第２号（第３条関係）

入林許可申請書

　　年　　月　　日

住　所

申　請　者　　職　業　　　　　　　　　　　　　電　話

氏　名　　　　　　　　　　　㊞

（団体名称）

入林目的

入林者

（代表責任者）

入林期間　　　　　　　　自　　　　　　年　　月　　日

至　　　　　　年　　月　　日

入林区域

そ　の　他

上記のとおり入林許可を受けたく申請します。

深川市長　　　　　　　　　　　　様

別記様式第３号（第４条関係）

入林許可書

住　所

申　請　者　　職　業

氏　名

（団体名称）

入林目的

入林者

（代表責任者）

入林期間　　　　　　　　自　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　至　　　　　　年　　月　　日

入林区域

条　件　等

注意事項　　　①造林造材作業地内に立ち入らないこと。

　　　　　　　　②火気に注意すること。

　　　　　　　　③幼木を抜き採る等立木に損傷を与えないこと。

　　　　　　　　④紙クズ、空缶類を捨散しないこと。

　　　　　　　　⑤その他、監視（巡視）員の指示に従うこと。

上記のとおり入林を許可します。

年　　月　　日

深川市長　　　　　　　　　　　　㊞